



高額療養費制度のご案内

高額療養費制度とは、同一月に高額な医療費の自己負担が必要となった際に、限度額を超えた分について払い戻しを受けられる制度です。
自己負担の限度額は年齢や所得によって異なります。入院が決まった時点などに、あらかじめ手続きをしておくことをお勧めします。

高額療養費制度についての詳細なことはご自身が加入されている健康保険者にお問い合わせください。

❗ 長期に医療を受けられる方は自己負担額が変わる場合があります。



1 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額	多数回該当(※)	年間上限額 (8月～翌年7月)
ア	270,300円＋ (医療費－901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
イ	179,100円＋ (医療費－597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
ウ	85,800円＋ (医療費－286,000円)×1%	44,400円	530,000円
エ	61,500円	44,400円	530,000円
オ	36,900円	24,600円	290,000円

(※) 過去12か月以内に、同じ世帯での高額療養費の支給が3回以上あった場合の上限額（4回目以降の額）

2 70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人ごと)	外来＋入院（世帯ごと）		年間上限額 (8月～翌年7月)
		自己負担限度額	多数回該当(※)	
現役並み所得者Ⅲ	－ (対象外)	270,300円＋ (医療費－901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ	－ (対象外)	179,100円＋ (医療費－597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ	－ (対象外)	85,800円＋ (医療費－286,000円)×1%	44,400円	530,000円
一般所得者	22,000円	61,500円	44,400円	530,000円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯等)	11,000円	25,700円	24,600円	290,000円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯で 低所得者Ⅱ以外)	8,000円	15,700円	－ (対象外)	180,000円

(※) 過去12か月以内に、同じ世帯での高額療養費の支給が3回以上あった場合の上限額（4回目以降の額）

※所得区分は、課税所得の区分は、厚生労働省の資料に基づく目安です。
※詳細は、厚生労働省・各保険者のホームページをご確認ください。

1 年間上限額の新設

8月～翌年7月の自己負担額に年間上限額が設けられます。
同じ月の上限額に達しなくても、年間を通じて自己負担額が上限を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。

年間で合計した上限額を超えた分が戻ります

2 多数回該当の仕組みは継続されます

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降の上限額が引き下げられます。



3 事前にできる手続き

事前に窓口での支払いを自己負担限度額までに抑える方法があります。

- 1 マイナ保険証を利用する
- 2 限度額適用認定証を事前に入手する



4 申請は事後対応

申請が事後対応の場合、一度自己負担分の全額を支払い、償還払いで対応できます。
償還払いの支給を受けるまでには3か月程度かかることにご注意ください。

(高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から2年です。)



申請が事後対応の場合、一度自己負担分の全額を支払い、償還払いで対応できます。
償還払いの支給を受けるまでには3か月程度かかることにご注意ください。
(高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から2年です。)



マイナンバーカードの保険証利用登録をした方は、マイナポータルにログインすることで、ご自身の適用区分を確認できます。

お問い合わせ：野田病院 医事課
☎ 04-7127-3200(代表)